

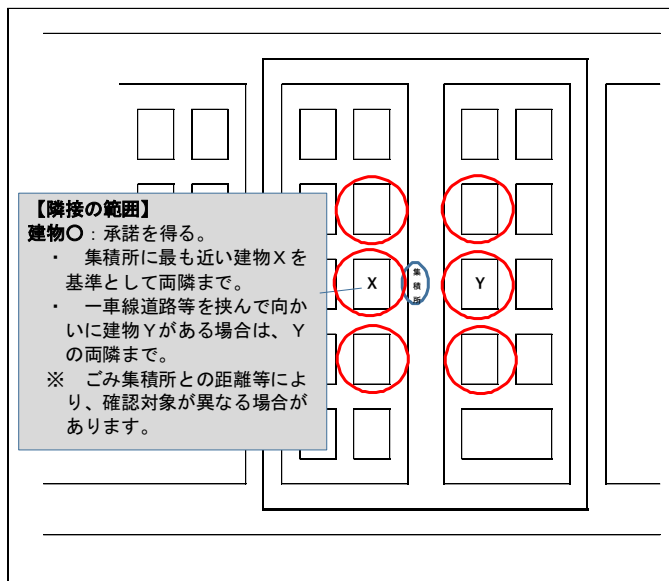
【ごみ集積所の設置について】

1 ごみ集積所の設置基準

- (1) ごみ集積所は、利用世帯が10世帯以上につき1箇所を基準として設置できる。
(例外あり)
- (2) 共同住宅に係るごみ集積所については、1棟につき1箇所を基準として当該共同住宅の敷地内に設置できる。ただし、当該共同住宅の所在する区域に町内会等でごみ集積所を設置しているものについて、その設置したごみ集積所を当該共同住宅の住民が使用することについて町内会等が同意したときは、この限りでない。
- (3) ごみ集積所の設置場所は、次のいずれにも該当する場所とする。
 - ① 収集作業を安全かつ効率的に行うことができる場所
 - ② ごみ収集車両の通り抜けが可能な道路又は転回の容易な道路に面している場所
 - ③ 消火栓又は防火貯水池等の消防施設の使用の妨げにならない場所
※ 消火栓等の前後それぞれから5.0メートル以上離れた場所
 - ④ 美観の損失、ごみによる臭気、ごみの散乱等の問題が起こらないよう十分配慮された場所
 - ⑤ 当該土地、隣接する土地及び家屋の所有者その他の関係者と事前に協議し、了解を得た場所
※ 土地使用承諾書（所有者からの署名・押印）が必要になります。また、隣接地の所有者からの承諾を得てください。

隣接する土地及び家屋の所有者に係る承諾確認

(地図例)



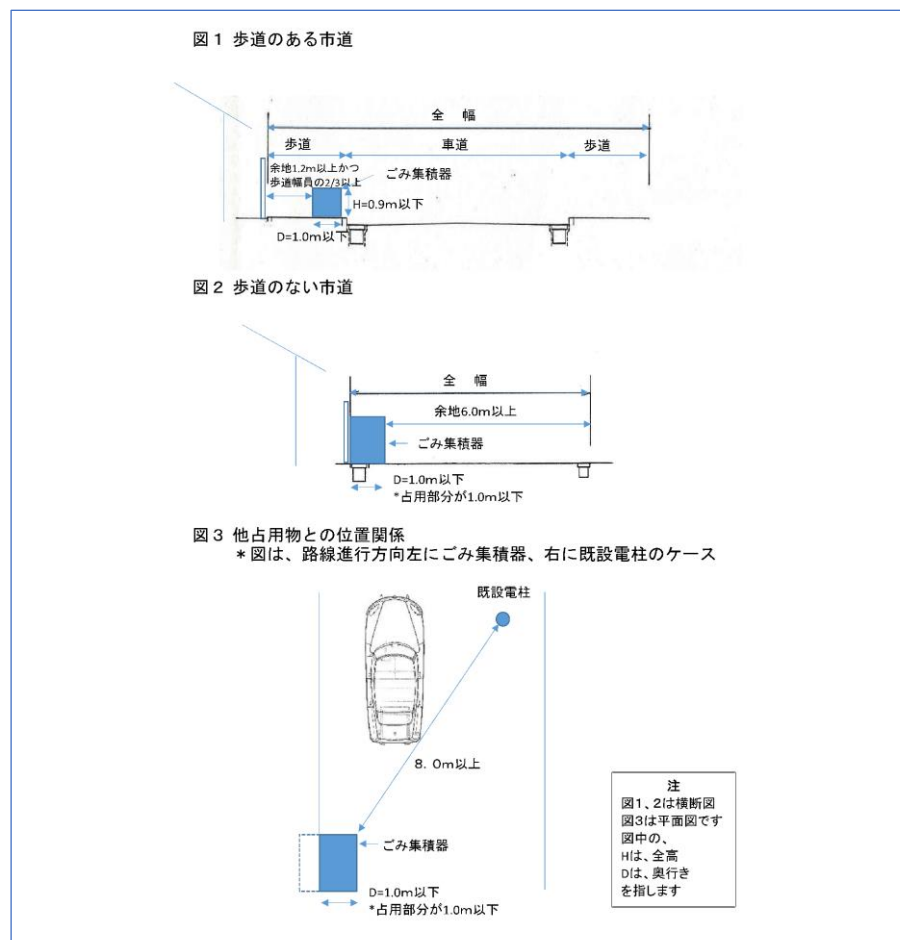
2 市道へのごみ集積器の設置について ※ 国道、県道上への設置は認められておりません。

- (1) 市道にごみ集積器を固定しないで設置の場合
(例) カラス除けネット、折りたたみ式ネットボックスなど
道路維持課に道路使用届を提出してください。
- (2) 市道上にごみ集積器を固定して設置の場合
(例) 屋根、扉付きの箱型ごみ集積器など
次の要件により、道路維持課に道路占用許可申請が必要になります。

- ① ごみ集積所を設置した後の市道幅員（余地）が6.0メートル以上確保できる場所
- ② 交差点、横断歩道、横断歩道橋の昇降口、地下横断通路等の出入口、消火栓、信号機等の前後それぞれから5.0メートル以上離れた場所
- ③ バス停留所、橋、トンネル及び踏切道の前後それぞれ10.0メートル以上離れた場所
- ④ 歩道を有する場合は、原則として歩道内の車道に近接する部分。歩道を有しない場合は、路端に近接する部分（その反対側に占有物件があるときは、当該占有物件との水平距離が8.0メートル以上であること）。
- ⑤ ごみ集積器の寸法
 - ア 歩道上に設置する場合

全高0.9メートル、奥行き1.0メートル以内とし、設置した後、歩道幅員の2/3以上かつ1.2メートル以上の余地が確保されていること。
 - イ 歩道を有しない道路及び片側歩道の道路で歩道の無い側の場合

占有部分が官民境界から1.0メートルの範囲内に収められていること。



- ⑥ 共通して、隣接地の同意を確認する承諾書（隣接地用）、その他の添付書類が必要になります。その他、道路側溝の蓋が必要な場合等も含め、詳しくは、事前に道路維持課（内 524）までお問い合わせください。

3 その他

ごみ集積所の設置後に維持管理等について問題が生じたときは、維持管理者の責任において対処してください。

【お問い合わせ先】

山形市環境部ごみ減量推進課 分別収集係 TEL023-641-1212（内 694）